

山口市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治時代に宅地農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

1 実施地区

山口市徳地地域、阿東地域です。

2 地番の変更の方法

山地番に10000番を加算し変更します。

例① 1番→10001番

例② 123番→10123番

※ 家屋番号も同じ方法で変更します。

3 地番変更の実施時期 平成30年6月25日

4 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更の実施後（7月下旬）に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

平成30年度から計画的に、山口市の全地域で山地番の地番変更を実施します。

地区ごとの実施時期は、山口地方法務局ホームページや山口市の広報誌等により随時お知らせします。

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

なお、本通知は、平成30年5月時点の登記情報に基づいて送付しています。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 050-3381-8756 (平日8:30~17:15)